

(参 考)

1 浜松駅南地下駐車場の概要

- (1) 施 設 名 有料道路（自動車駐車場）「浜松駅南地下駐車場」
- (2) 所 在 地 静岡県浜松市砂山町 367 番地の 1
- (3) 供 用 開 始 平成 5 年 10 月 14 日
- (4) 駐車場の構造 鉄筋コンクリート造 地下 2 階建、自走式及び機械式（5 層）
- (5) 収 容 台 数 502 台（地下 1 階：自走式 53 台、機械式 148 台、地下 2 階：自走式 65 台、機械式 236 台）
- (6) 供用時間及び入出庫の取扱時間
供用時間は、毎日午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）。ただし、入出庫の取扱時間及び料金徴収時間は、午前 6 時から午後 12 時まで（18 時間）。
- (7) 日平均利用台数（H22 年度実績） 866 台（平日 734 台、土日祝日 1, 122 台）

2 駐車場における料金徴収業務（誘導・駐車機械操作業務等を含む。）の主な業務の内容

- (1) 駐車車両から駐車券を回収し、所定の駐車料金を徴収すること。
- (2) 事前精算機から売上金及び浜松市等が発行する駐車回数券を回収すること。
- (3) 静岡県道路公社の発行する定期駐車券の販売及び払い戻しを行うこと。
- (4) 進入・退出路及び駐車場所の利用案内及び誘導を行うこと。
 - ・誘導業務は、利用者が安全かつ迅速に入庫及び出庫できるよう行う。
 - ・車両の構造により、入場車両を自走式駐車スペース又は機械式駐車スペースへ誘導し入庫させる。
 - （例） 3 ナンバー車、ワンボックス車、車高短車両等は自走式スペースへ誘導する。
 - ・機械式駐車スペースへは駐車機械の構造により車両前方から入庫させ、自走式へは車両後方から入庫させる。
 - ・駐車場内の満車・空車の状況を、場内及び地上入場口の案内表示板に表示させる。
- (5) 駐車機械の操作、駐車場内の巡回及び駐車車両に対する監視を行うこと。
 - ・駐車機械は地下 1 階・ 2 階を合わせ 17 のブロックに分かれており、ブロックごとに駐車機械操作盤があり、利用状況により操作する。
- (6) 営業帳表類を作成し、静岡県道路公社に報告すること。
- (7) 駐車場内の清掃を行うこと。
- (8) 売上金を静岡県道路公社の指定する方法で金融機関の口座へ納入すること。
- (9) その他
 - ・地下 1 階、 2 階ともに、自走式スペースと機械式スペースに分かれており、 3 ナンバー車、

1 ボックス車、車高短車両等は自走式スペースへ入庫させ、軽・小型自動車は機械式スペースへ入庫させる。これをしっかりと行わないと自走式スペースがすぐに満車状態となり、3ナンバー車等が入庫できなくなり利用者とのトラブルになる。

- 地下1階及び地下2階の在庫台数は事務所内の中央監視板にて表示されるが、各階とも自走式・機械式別の在庫台数は表示されない。よって、自走式の満車表示を行うにあたっては、業務員又は責任者が自走式スペースの在庫台数を自らカウントしないと把握できない。
- 機械式パレットは、当時（平成5年）の車両規格に合わせて建設されたものであり、現在車両が当時と比べ随分大きくなったことから、機械式パレットへの入庫及び出庫が困難な利用者が多い。業務員の誘導がないと、脱輪や柱等への接触事故の確率が高いため、誘導業務は非常に重要である。